**平成２４年（フ）第９４号**
熊本市水前寺６丁目13番３号
債務者　山本　美紀
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第１２０号**
熊本市島町３丁目８番18号　コーポ荒木101号
債務者　田代　博子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第１２８号**
熊本市本荘５丁目４番８号202号室
債務者　中村　圭志
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第１３８号**
熊本市清水新地２丁目１番78号　セジュールトキ102号室
債務者　石田　繁美
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第１３９号**
熊本市清水亀井町58番67号
債務者　福吉　徹二
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第２４号**
愛知県豊橋市豊栄町字東720番地　210
債務者　當　　誠
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２４年（フ）第８号**
北海道野付郡別海町尾岱沼潮見町39番地の12
債務者　山田　ミツ
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

**平成２４年（フ）第１号**
栃木県さくら市桜ヶ丘１丁目４番33号
債務者　矢切　博勝
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２４年（フ）第１７５号**
東京都西多摩郡奥多摩町棚澤736番地
債務者　西口久美子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第４２７号**
横浜市中区本牧原21番５―507号
債務者　太田　一子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５２４号**
横浜市中区松影町３丁目10番地12　新興荘203号室
債務者　高嶋　道治
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５３４号**
横浜市瀬谷区阿久和西２丁目60番地４　パルク　アイ・ユー206
債務者　友利　　匠
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５３７号**
横浜市栄区飯島町2091番地　第一サイトウハイツ101号
債務者　福田　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５４９号**
横浜市西区中央１丁目37番24号　伊藤ビル302号
債務者　佐野　靖之
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５５０号**
横浜市西区中央１丁目37番24号　伊藤ビル302号
債務者　佐野三千恵
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第８６号**
静岡県浜松市西区入野町16411番地の４　コーポアネックス101号
債務者　安藤　　仁
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係